何のための検診か

松高医師『あんた、後遺症はないよ』

CO患者の病状悪化の早期発見と合併症の調査のために、昨年の十二月から精密検査と検診が行なわれていますが、大牟田労災療養所の高松医師の診察に対して、受診した患者の多くから疑問が出されています。

以下は、CO患者からの話を総合して、高松医師の診察風景を再現し、そのデタラメさを告発します。

高　松　キミは脳波も心電図も肝臓検査も異状がなく、CO中毒の後遺症は残っていないよ。

患　者　夜の二時まで眠れんとも、もの忘れも、CO中毒と関係なかとですか。

高　松　ボクだって、眠れなかったり、もの忘れしたりすることもあるよ。

患　者　時限ストを忘れて、組合から呼び出されたこともあるばい。

高　松　キミが組合活動に消極的だから、忘れたのでしょう。

患　者　じょうだんじゃなか。その時はな職場分会の役員で、自分が職場集会の連絡をしとったくらいですばい。

高　松　……。

患　者　あんたのごたるいい方では、わざわざ何のために検診しよるとか、わからんじゃなかですか。

高　松　もういいです。次の人を呼んでください。

（あと省略）

原告団消息

4月5日　原告団編集会議。
〃　7日　原告団役員会議。
〃　9日　労災裁判闘争学習会。
〃　13日　原告団役員会議。
〃　19日　財務・教宣部会議。
〃　20日　原告団編集会議。
〃　27日　原告団副団長会議。

×

患者家族の後藤清子さん、四月三日から緒方産婦人科に入院。一日も早く、ご快癒のことを祈ります。

知らなかった実態

CO患者家族と交流して

四山主婦会　飯田誠子

四月二十三日午前十時から四山指導部で、CO患者家族の方と交流会を持ちました。

石原会長より、昭和四十年三月の家族の会結成以後のCO患者家族の会の闘いが話され、四十二年七月の、三川鉱坑底座り込みでのCO特別立法要求行動、四十二年九月二十八日の三川鉱坑内火災や上村裁判、一一・九大災害裁判の現状等、三川鉱大爆発から十四年間にわたる、言葉に言いつくせないCO患者家族の苦しみ、子供の成長と共に、就職・結婚と、相談したくても、かんじんのCO患者の主人は何を考えているのか解らず、時には三歳の孫と真剣に喧嘩する姿を見て、子供は唯涙するのみということでした。

病院から、月に一回の外泊で自宅に帰る時、買い物、会議等で外出する時は、どこへでも一緒に連れて行かねば心配で、ひとり家においておくこともできない、自分で自分の管理ができない被災者。

何時に寝て、何時に起きれば良いのか解らず、付添人が居なくては生活できない状態に、会社がしてしまったのです。

小学校の五年生だった子供が二十五歳に成るまでの育児に、父親（つまり夫）の世話にと、涙するかねて入院中だった西島幸孝さん（九・二八坑内火災被災患者）福島眼科を退院されました。

CO患者の小島庄兵衛さん（停年退職）、新港社宅から草木へ転居されました。

患者の坂田義憲さん、新港作業所から三川鉱斜坑常一機械へ配転となりました。

×

暖もない十四年間は運動の毎日だったのでした。

交流会のあと主婦会会員は、次のように感想をもらしました。

Aさん…主人の母が長く入院して、経済的・精神的に大変だったので、お話がよく解ります。死にたいほどだったでしょうね。

Bさん…私が、患者の奥さんの立場だったら、生きて行けなかったと思う。子供達は父親として尊敬することも、相談することもできない。自分の父親にどんな気持で接していたか、と思うと。

Cさん…うわべだけ見ていて、私達は実態をあまりにも知らなさ過ぎたと思います。主婦会員として、仲間同志もっと連帯を強くもちたいと思いました。

Dさん…まわりの人々に、もっともっとCO患者の実態を知ってもらうように、このような交流会をもつべきですね。

×

今、三池の反合理化闘争を学び自分達もその闘いを広げようとする労働者や婦人、青年労働者が毎年私達と交流を求めて来られるのです。この人達を大切にし、連帯を強めていくことなくしては、CO闘争の広がりもないのではないでしょうか。

神奈川判決乗り越え

正義の福岡判決を

福岡県スモンの会が集会

福岡県スモンの会（岩本正次会長。福岡市中央区赤坂一丁目十一番十二号）は、四月十五日福岡市西区の青少年文化センターで、福岡スモン訴訟早期正義の判決を求める決起集会を開き、「今後も国民と共に薬害根絶へ向けて、運動をさらに強める」ことを誓った。

決起集会には、十三県からかけつけた代表たちを加え約六百人の人びとが集まった。遠くは北海道や千葉や富山、石川などからさえやってきていた。歩けぬ人は松葉杖にすがりながら、目の見えない人は手をひかれながら……。

三池からは、溝口生松さんと永江美由紀さん（いずれも遺族）の二人が原告団代表として参加した。さっそく福岡県スモンの会の岩本会長から、心からのお礼状が寄せられてきた。

同スモンの会の裁判闘争は、総評―炭労―三池労組をつらぬく労働者の連帯に大きく依拠しながらすすめられているのと違い、いっさいがっさい患者たちの自力によるものだけに、思いも寄らぬ悪条件のなかでの苦しいたたかいとなっている。

原告の患者たちは、裁判のたびに必ず一人が一人の傍聴者を同伴することを固く申し合わせ、またそれを実行している。そのため、同伴者のための経費を自ら負担しなければならない。それどころかこんどの集会のときなど、必ず二人の同伴者の動員を義務としている。

こんどの集会に実際に見られたことだが、大牟田市の河原町で小さな店を営む原告の一人は語っている――

「私は体が不自由なために、集会にやってくるにも妻の手を借りねばならず、そのため今日はお店の番に、お金を払って二人の方をやとってきました。自分さえいなければ……と、ときには死にたい気持にもなるのですが、やっぱり自分の体をこうした者に責任をとらせなければ、と気をとりなおしながら生きています」スモン患者の切なる願いを踏みにじった、あの神奈川判決を福岡判決で乗りこえようとの、はげしい気組をのぞかせた集会だったという。

紙上学習

大災害裁判の問題点と課題

藤本正弁護士の講演から

本紙前号でお伝えしましたように、労災裁判闘争学習会で、裁判担当の藤本正弁護士は「大災害裁判の問題点と課題」について話して下さいました。ここに要約しておとどけします。

災害の状況

その日第一斜坑（揚炭坑道）できあがり中だった十両編成の鉱車の、三両目と四両目をつなぐリンクが、坑口から約千百八十六メートルはいった地点で切れる。そのため八両の鉱車が約三百三十三メーターの距離を逸走して脱線する。逸走するときの速度は、新幹線の〝こだま〟以上だったといいますが、アーチ枠をなぎ倒しながらさらに五十メートルほど走ったところで転覆し、とまります。

その際まず第一次爆発が起き、その火の固まりが第二次、第三次の爆発を誘発して、例の一酸化炭素ガスを発生させたわけです。

問題視した福岡検察庁では「火源が何か」が注目され、逸走鉱車になぎ倒されるアーチ枠がケーブルにぶつかって発火したか、それともレールと鉱車の車輪との摩擦による熱によるものか、のどちらかだと推定しています。事実、鉱車の車輪の一部に溶けかかったところがあって、そこから摩擦熱は九百五十度には達したろうと見られています。

それが炭じんに着火すればもちろん爆発しますが、しかし摩擦熱の方は鉱車の逸走にともない移動するのです。それに比べれば、アーク熱の方は千五百度で、しかもこの方は移動しないので着実に着火する。

リンク破断

それにしても、鉱車と鉱車とをつなぐ大切なリンクがなぜ切れたのか。政府調査団の報告にもあるように、粗悪な材質のものを使ったのではなかったでしょうか。

リンクは、三池製作所でつくられ、昭和二十八年に納入された四百十八台の鉱車のうち、まだそれが取り換えられていない十三個のうちの一つです。つまり古くなったリンクが取り換えられないままの鉱車が、まだ使われていたわけです。

検察庁は、「リンクの切れた原因がわからないから、責任追及はできない」、と不問にしましたが。

マイト爆発

会社は、検察庁調べの際に、ダイナマイト爆発説さえ主張しました。揚炭ベルトの石炭のうえにだれか（三池労組員？）がダイナマイトを仕掛けて、そして爆発させたんだ、という説。さすがに検察庁も、ダイナマイト爆発説は否定しましたが。

いずれにしろ、第一斜坑に爆発限界量以上の炭じんが堆積していたことは争えない事実だから、検察庁の不起訴処分決定はだれが考えてもおかしいことです。

霜出証言

会社は霜出邦蔵証人（当時の三池鉱業所の保安部長）を立てて、鉱車の逸走・脱線の折りに倒れたアーチ枠で揚炭ベルト上の石炭の一部が削られた、とする説を押しだしてきました。これは、これまでにまったくなかった新しい主張ですが、その削られた部分の炭じんに着火したとはどうしても考えられません。それなら摩擦熱以外にないが、摩擦熱が固定していたらともかく、こちらは速いスピードで動いている。

何といってもあの大爆発は、坑道に堆積した炭じん以外に絶対ありません。堆積炭じんこそが、決定的な原因です。

風化砂岩説

そこでかんじんの堆積炭じんの問題についてですが、会社の証言は検察庁調べの段階でのそれが、裁判で争われている今大きく違ってきているのです。

検察庁は、三川鉱は砂岩からできていて、長い間にわたり風化された砂岩が坑道に舞いおり、それが岩粉の役目を果たしている。炭じんが舞いあがるときは、同時に岩粉も舞いあがり、それが熱を吸収するから炭じん爆発の起きる余地はないのだ、という会社の主張をとりました。

風化砂岩説などという学説は、あとにもさきにもまったく見当たりません。山田穣・九大名誉教授ら二人の学者が、いいだしたものです。これらの二人は会社から頼まれて実験をやっていますが、すでに報告によって会社に責任のあることを結論づけていたあの政府調査団に加わっていました。しかも山田教授はその団長。

実験は、大斜坑の天井からお皿をつるしておく。天井から落ちてくる砂岩の量からおして炭じんは堆積していなかったから爆発はあり得ない、というわけで、揚炭ベルト上の炭じんが爆発したんだろう。それで、会社に責任はないというわけでした。

正義はわれわれに

勝たねばならぬ裁判

明白な正義

今九・二八裁判と上村裁判を同時に闘っていますが、かんじんなのは大災害裁判で、この勝敗がおよぼす影響ははかり知れぬものがあります。

さてこの重要な裁判で、われわれは勝つか負けるか、端的にいえば勝たなければならない裁判なんです。とてつもないことをやる三井のこと、今後の困難は覚悟しなければなりませんが、悲観も楽観も禁物、勝つためにどう団結するかにかかっています。また、絶対に勝つべき正義の裁判です。